

平成 27 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中澤 芳樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03-5770-1520)

最高裁決定及び特別損失の計上に関するお知らせ

平成 26 年 4 月 24 日付け「当社子会社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の子会社である日本 E R I 株式会社は、株式会社日本リートから提起されておりました損害賠償請求訴訟事件について、大阪高等裁判所による判決を不服として、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てを行っておりましたところ、本日、最高裁判所より決定を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告提起及び上告受理申立てをした日

平成 26 年 4 月 25 日

2. 決定送達があった年月日

平成 27 年 4 月 17 日（決定書の日付：平成 27 年 4 月 16 日）

3. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。

4. 今後の見通し

本決定により、原審である大阪高等裁判所が言い渡した、1 億 4,764 万 3,183 円及びこれに対する平成 25 年 2 月 1 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員の支払いが確定いたしますので、平成 27 年 5 月期の連結財務諸表において特別損失 1 億 6,700 万円を計上する予定です。

なお、平成 27 年 5 月期業績に与える影響につきましては、別途公表いたします「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。また、当期末の配当金につきましては、予定通り行う方針であります。

以 上